

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和四年六月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 処分をした年月日

令和四年六月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社源輝

香芝市磯壁五丁目一四番二一号

代表取締役 仲川昌寛

奈良県知事許可（般・特―二）第一一一八九号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

注 「建設業に係る営業」とは、注文者から建設工事を請け負う営業をいいます。

2 期間

令和四年六月二十一日から同月二十七日までの七日間

四 処分の原因となった事実

株式会社源輝は、架空外注費を計上する方法により所得を秘匿し、法人税及び地方法人税を免れ、法人税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）に違反し、奈良地方裁判所から罰金の判決を受け、その刑が確定しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当します。